

議案第 15 号

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例

橋本市道路占用料条例(平成18年橋本市条例第204号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項の規定による道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法並びに法第39条の2第5項の規定に基づく<u>占用料の最低額</u>に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>占用料の額</u>)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の額による。ただし、<u>占用料が占用1件につき100円未満のときは、100円とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(<u>入札占用に係る占用料の最低額</u>)</p> <p>第5条 <u>法第39条の2第5項の条例で定める額については、第2条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項の規定による道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>占用料の額</u>)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表の額による。ただし、<u>占用料が占用1件につき50円未満のときは、50円とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。